

12月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01

令和4年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。12月中に申告書が届かないときは連絡してください。

【申告期間】令和4年1月4日(火)~1月31日(月)

【提出先】資産税課、各支所

【対象となる償却資産】

- 法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
 - 減価償却済みの資産
 - テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備
- ※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

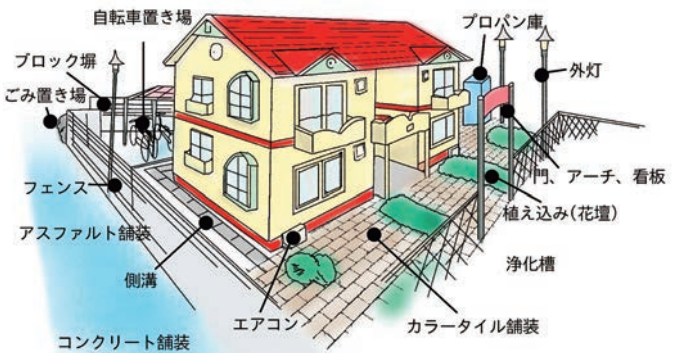
●償却資産の实地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産



問 資産税課(市役所本庁2階 ☎ 0848-67-6039
FAX 0848-67-5934)

02

新婚世帯の新生活を応援 (市内在住者同士の夫婦も対象です)

少子化対策や市への移住促進を目的に、次の要件などを全て満たす新婚世帯に対し、市内の住宅の取得・賃借費用、引越費用を補助します。

【要件】

- ①令和3年4月1日以降に婚姻し、対象となる市内の住宅に住居登録している
- ②婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ③夫婦の所得の合計が400万円未満である
- ④夫婦ともにマイナンバーカードを取得している
- ⑤地域活動に参加している

※その他にも条件があります。詳しくは市HPで確認してください。

【補助額】上限30万円

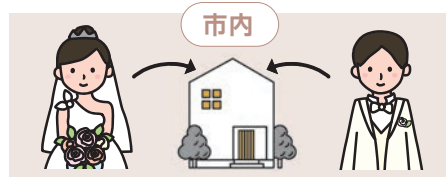
※婚姻を機に夫婦のどちらかが市内に移住した場合は20万円、夫婦ともに移住した場合は40万円を加算。

☑ 令和4年3月31日(木)までに申請書(提出先、市HPに用意)を地域企画課(市役所本庁4階☎0848-67-6011)へ

※申請には、領収書などの対象経費を支払ったことが証明できるものが必要です。

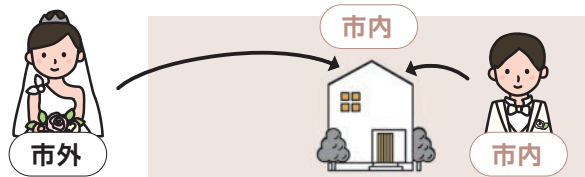
市内在住者同士の夫婦の場合

上限30万円を補助



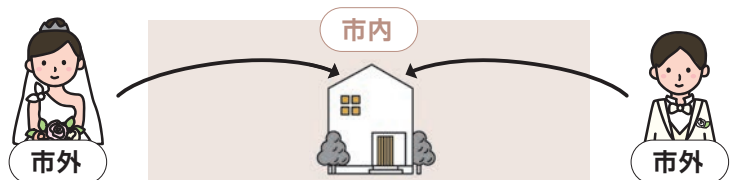
夫婦どちらかが市内に移住した場合

上限50万円を補助



夫婦ともに市外より移住した場合

上限70万円を補助



03

健康診査を受けましょう 令和3年度最後の集団健診を実施します

感染症対策のため次のことに協力してください。

- 受診時はマスクを着用してください
- 体調不良のときは受診を控え、日程変更の連絡をしてください

☑ 12月28日(火)までに、持参または郵送で申込書(提出先、各支所・コミュニティーセンターに用意)を保健福祉課(〒723-8601港町三丁目5番1号 ☎ 0848-67-6053)・各保健福祉センターへ
●電話または市電子申請システムからも申し込みます。



↑市電子申請システム

とき	ところ	受付時間	検査項目	対象年齢	定員 (要申し込み)
2月8日(火)	本郷生涯学習センター	9時～10時 ※託児有り。	女性限定 レディースデイ検診 基本健診 特定健診 肝炎ウイルス検診 乳がん検診(マンモグラフィ) 子宮頸がん検診 大腸がん検診	20歳～ 40歳～74歳 40歳～ 40歳～ 20歳～ 40歳～	各60人
2月15日(火) ・16日(水)	リージョンプラザ				
2月9日(水)	本郷生涯学習センター	8時30分～10時30分 ※託児なし。	基本健診 特定健診 肝炎ウイルス検診 胃がん検診(バリウム) 大腸がん検診 肺がん検診(レントゲン) 前立腺がん検診 乳がん検診(マンモグラフィ) 子宮頸がん検診	20歳～ 40歳～74歳 40歳～ 40歳～ 40歳～ 40歳～ 50歳～ 40歳～ 20歳～	各120人
2月17日(木) ・18日(金)	リージョンプラザ				

※定員・料金など詳しくは申込書で確認してください。

05

マイナンバーカードの 出張申請サポートの 受け付けを開始します

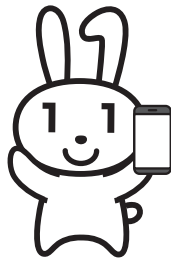
マイナンバーカードの申請を希望する市内の企業や団体に、市職員が出向き、無料で写真撮影や申請を受け付けるサポートを開始します。サポートの実施には要件があります。詳しくは市☎で確認し、希望日の20日前までに市民課へ申し込んでください。発行されたマイナンバーカードは郵便で受け取ることもできます。

☑ 市内に事業所などがある企業または市内で活動する団体

☑ おおむね10人以上(要申し込み)

☑ 本人確認書類(運転免許証など)・個人番号通知カードなど

☑ 市民課(☎ 0848-67-6047)



↑市☎

04

市議会定例会が開催されます

次の日程で、12月定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は会議当日、議事堂で受け付けます。

☑ 議事堂(市役所本庁7階)

☑ 23人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会を委員会室で傍聴することはできません。委員会は議事堂でのモニターによる傍聴(定員23人)となります。

とき	内容
7日(火)	本会議:開会
9日(木)・10日(金)	本会議:一般質問
13日(月)	本会議:一般質問予備日
14日(火)	10時～ 総務財務委員会 厚生文教委員会 経済建設委員会 補正予算特別委員会
15日(水)	
16日(木)	
17日(金)	
21日(火)	

☑ 議会事務局(☎ 0848-67-6137 ☎ 0848-63-4545)

06 リノベーション実践・起業コンテスト開催

中心市街地エリアに魅力的な通りや店舗ができ、まちが面白くなり賑わいが出ることをめざして、エリア内の空き家や空き店舗を活用した、新たな起業プランの創出と具現化を支援します。

【応募者の要件】

- 対象エリア内の空き家や空き店舗を利用した新たな起業プランの具現化に取り組む個人、法人、団体
 - 新規事業者や既存商業などを営む事業者による商業などの新たな事業を具現化するもの
- ※既存事業の継続による移転、リノベーション、リニューアルは除く。

【対象エリア】

中心市街地対象エリア(本町、館町、城町、港町、円一町)内

【賞金・特典】

- 賞金総額100万円(最優秀賞60万円、優秀賞40万円)
- (株)まちづくり三原などによる起業のための相談対応

【応募方法】

応募申請書・起業プラン(まちづくり三原HPに用意)に記入し簡易書留による郵送で応募してください。

【応募期限】令和4年1月20日(木)必着

【最終審査会】令和4年2月20日(日)

※詳しくはまちづくり三原HPで確認してください。

☎(株)まちづくり三原
TEL 0848-63-5538



←まちづくり三原HP



↑リノベプランを検討

07 年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

施設名	12月				1月			
	28日(火)	29日(水)	30日(木)	31日(金)	1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)
市役所本庁、各支所(※1)		休み						
サン・シープラザ		休み						
本郷・久井・大和保健福祉センター		休み						
芸術文化センター ポポロ		休み						
児童館 ラフラフ	休み							
リージョンプラザ・武道館		休み						
大和勤労福祉センター		休み						
三原市・本郷・大和人権文化センター		休み						
中央・本郷・久井・大和図書館	休み							
三原市・久井歴史民俗資料館	休み							
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター	休み							
地域学習センター(さざなみ学校)	休み							
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター	休み							
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)							
久井運動公園		休み						
白竜湖スポーツ村公園		休み						
北方グラウンド・ゴルフ場	休み						無料開放	無料開放
清掃工場、不燃物処理工場(※3)				休み				
ストックヤード(清掃工場内)				休み				
三原市斎場 みはらしの杜					休み			

※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁では24時間、各支所では8時30分～17時15分の間、警備室で受け付けます。

※2 12月30日(木)～令和4年1月3日(月)は開園時間が8時～17時(令和4年1月1日(土)は13時～17時)となります。

※3 詳しくは、かんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境施設課(TEL 0848-63-1210)へ。

08 | 1月からパートナーシップ宣誓制度を始めます

なぜこの制度をつくったの？

性的マイノリティの人たちは、周囲の偏見や差別を受けたり、家族や職場へも打ち明けることができないなど、困ることがたくさんあります。

そこで市は、すべての人が安心して暮らせる社会をめざす取り組みの一つとして、性的マイノリティの人たちへの理解が促進されることや、その当事者を応援することを目的にパートナーシップ宣誓制度を始めます。

この制度は、性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合う関係であることを宣誓し、市がそれを受けて受領証の交付を行うものです。

法的効力はありませんが、受領証の掲示により市の行政サービスの一部が受けられるようになります。宣誓方法など、詳しくは市HPで確認してください。



↑市HP

市が性的マイノリティを応援するシンボルマークを作りました！

性の多様性を表す色彩(6色のレインボーカラー)と、広がる可能性の象徴としての「羽」、人権の「人」という文字の3つをモチーフにデザインしています。



きいて知る

●人権週間記念講演会を開催します

「LGBTQ+」について理解を深め、多様性を認め合う社会の実現をめざして、講演会を開催します。

時 11日(土)14時～14時30分 人権作文・人権標語表彰式
14時30分～15時40分 講演会

所 リージョンプラザ

【演題】性のあり方の多様性～虹色に輝くまちづくり～

【講師】一般社団法人 ELLY 代表理事 山口颯一さん

定 400人(申し込み不要)

問 人権推進課(TEL) 0848-67-6044 FAX 0848-64-4103



一般社団法人 ELLY
代表理事
山口颯一さん

よんで知る

●本の展示 みんなが自分らしく『LGBTQ+』展

制度開始に合わせ、性的マイノリティ(LGBTQ+)に関連する本を中央図書館で展示します。この機会に、多様な性のあり方について学んでみませんか。

時 7日を除く19日(日)まで

所・問 中央図書館(TEL) 0848-62-3225

L G B T Q + って何？

性的マイノリティ(性的少数者)

性的指向や性自認において、「性」のあり方が少数派であると認められる場合をいいます。

ある民間の調査によると国内で8.9%(11人に1人程度)が性的マイノリティに該当するという結果も出ています。

特にLGBTQ+は性的マイノリティの総称のひとつとしてよく使われます。

エルジービーティーキュープラス L G B T Q +

L	レズビアン	女性を好きになる女性
G	ゲイ	男性を好きになる男性
B	バイセクシュアル	男女どちらも好きになる人
T	トランスジェンダー	心と体の性が一致しない人
Q	クエスチョニング	自分の性的指向や性自認が分からない人
+	プラス	さらにさまざまな性があるという意味

日本において、性的マイノリティに対する理解は少しずつ進んできましたが、まだ当事者が簡単に打ち明けることができる状況ではありません。市は、全ての人安心して暮らせるよう、多様性のある生き方を応援しています。

問 人権推進課(TEL) 0848-67-6044 FAX 0848-64-4103

国保だより ～知っておきたい国民健康保険制度～

国保とは？

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための制度です。

◆あんなとき・こんなとき

柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。

- ①柔道整復…打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
- ②鍼灸…慢性病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき
- ③マッサージ…筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めるとき

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患で治療や薬の処方を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問には正しく教えてください。

※施術内容や医療機関での治療などについて、調査を行うことがあります。

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。

- ・事故の程度に関わらず、警察へ届け出る
- ・保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出する
- ・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、市に無断で示談を済ませたりしない

医療費の支払が一時的に、著しく苦しくなったとき

緊急に入院が必要になった場合で、次の①～③の特別な理由で医療費を支払うのが困難なとき、申請すれば支払う医療費が最長3カ月間軽減、免除または最長6カ月間徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月以内に申請が必要です。まずは保険医療課に相談してください。

- ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
 - ②事業の休止・廃止または失業により、収入が著しく減少したとき
 - ③干ばつ、冷害などの災害により、収入が著しく減少したとき
- 【申請場所】保険医療課

ジェネリック(後発)医薬品により医療費を削減できます

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に医療費(自己負担)の削減が見込める人へ通知しています。

- ・令和2年度 削減効果額 1億6,180万9,081円

☎ 保険医療課(TEL 0848-67-6050)

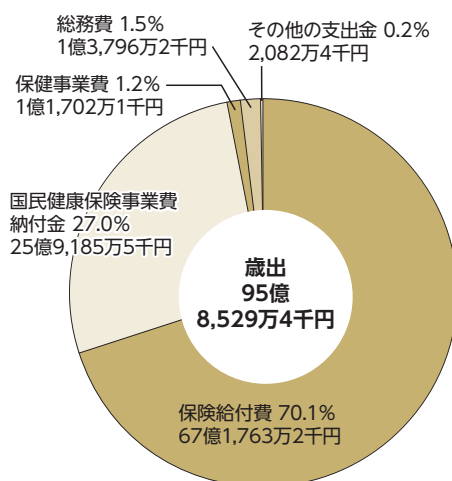
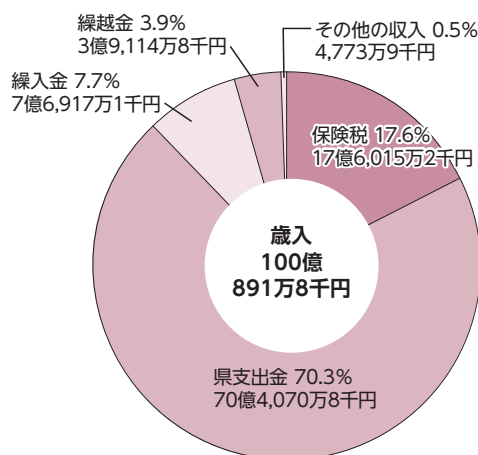


←市HP

令和2年度の国保会計決算

令和2年度は約4億2,400万円の黒字となりました。また、平成31年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支も約3,200万円の黒字となりました。

黒字額は令和3年度に繰り越し、国・県交付金などの精算返還金や令和3年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。



口座振替で県内産品などの賞品が当たります

申し込み
不要

次の対象期間中に口座振替の登録をしている県内の国保税納税義務者の中から抽選で、県内の産品やQUOカードが当たります。

【対象期間】令和3年7月26日(月)～令和4年2月1日(火)

【要件】対象期間の末日時点で次の全てを満たす人

・令和3年度の国保税の課税があり、口座振替の登録をしている

・納期到来分の国保税に未納がない

賞品 広島県産品(3,000円相当)(200人)、QUOカード(1,000円分)(2,000人)

※詳しくは、市HPで確認してください。

介護保険だより

～令和2年度介護保険事業の収支状況などをお知らせします～

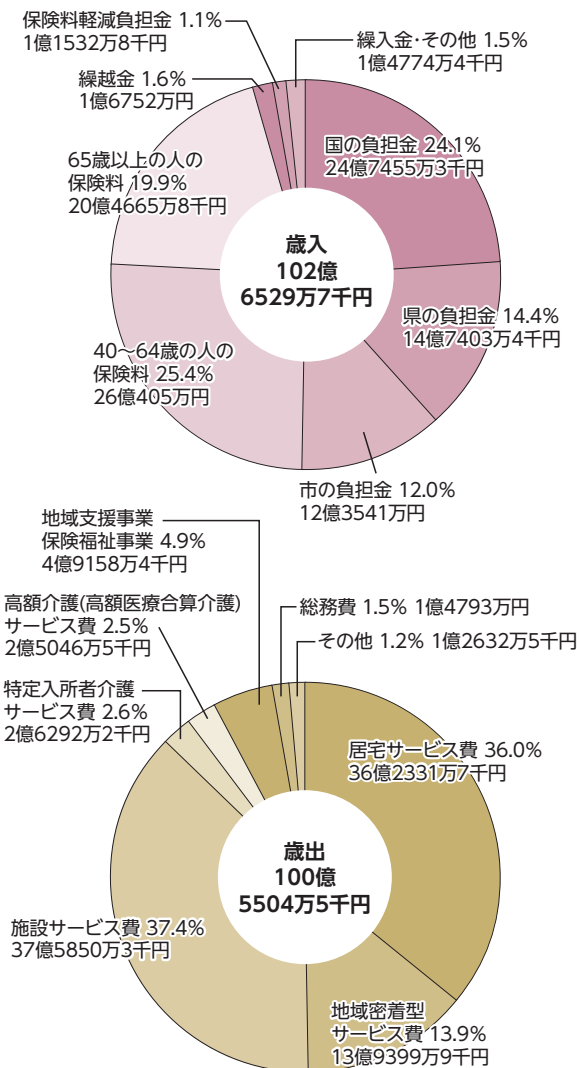
介護保険の加入者は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の人で医療保険に加入している人(第2号被保険者)です。

加齢や病気などで要介護状態となり、入浴や食事などの介護や機能訓練、看護などの医療が必要となった人に、福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。この制度を運営するための財源は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)、残り半分を40歳以上のみなさん(40歳～64歳の人27%、65歳以上の人23%)の保険料で負担しています。

令和2年度の決算状況

令和2年度の介護保険特別会計の決算は約2億1,000万円の黒字となりました。黒字額については、概算での交付を受けていた国県などに対する返還金や、令和3年度予算での基金繰入の解消などに使います。

令和2年度に介護サービスを利用した人は、延べ63,098人で、介護給付費は、歳出決算額の約87%を占めています。歳出には、要介護認定にかかる費用などの総務費1億4,793万円が含まれます。



※令和2年度三原市介護保険特別会計決算書による。

介護保険サービスを利用するまでの流れ

サービスを利用するためには、市に申請して「要介護・要支援」の認定を受けてください。

認定の申請

高齢者福祉課または、各支所で認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、高齢者相談センター、指定居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

申請に必要な物

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

要介護認定

訪問調査

認定調査員が自宅などを訪ねて聞き取りなどの調査をします。

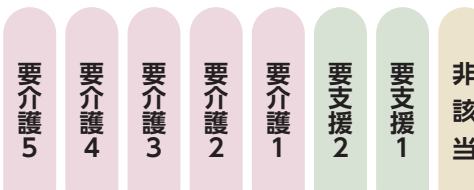
主治医意見書

本人の状態などについて主治医が意見書を作成します。

審査・判定

医療・保健・福祉の専門家により審査・判定します。

認定結果



要介護度は7段階に分かれます。「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援
事業所に相談

介護予防
サービス
(予防給付)※

高齢者相談
センターに相談

一般介護
予防事業
(地域支援事業)

高齢者相談
センターに相談

※生活に支障のある人は、認定申請前でも相談することができます。気軽に高齢者相談センターへ連絡してください。

- 原則として費用の1～3割を利用者が負担します。
- 介護給付費の通知を年2回送付します。

☎ 高齢者福祉課(☎) 0848-67-6240
FAX 0848-64-2130

市の家計簿を見てみよう

～令和2年度の決算についてお知らせします～

令和2年度は平成31年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。

☎ 財政課(TEL) 0848-67-6028
FAX 0848-67-6199)

令和2年度の決算状況

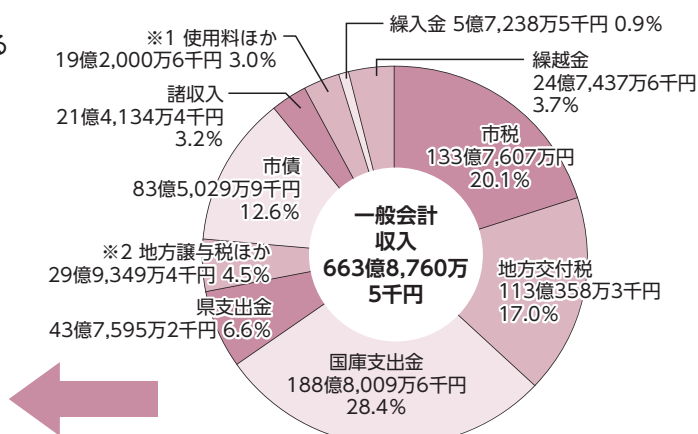
区分	一般会計	特別会計	合計
収入(A)	663億8,760万5千円	227億8,745万6千円	891億7,506万1千円
支出(B)	636億1,698万8千円	219億1,888万円	855億3,586万8千円
令和3年度に使うことが決まっている経費(C)	26億5,851万4千円	1,854万4千円	26億7,705万8千円
収支(A-B-C)	1億1,210万3千円	8億5,003万2千円	9億6,213万5千円

市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり30万6千円※3を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。
※3 令和2年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

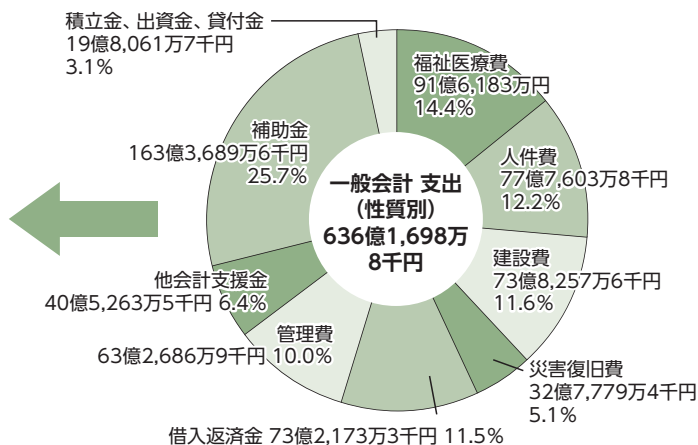
市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	64,339円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	180,633円
市債	銀行などからの借入金	40,165円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	19,535円
繰入金	貯金の取り崩し	2,753円
繰越金	前月の残り	11,902円
合計		319,327円



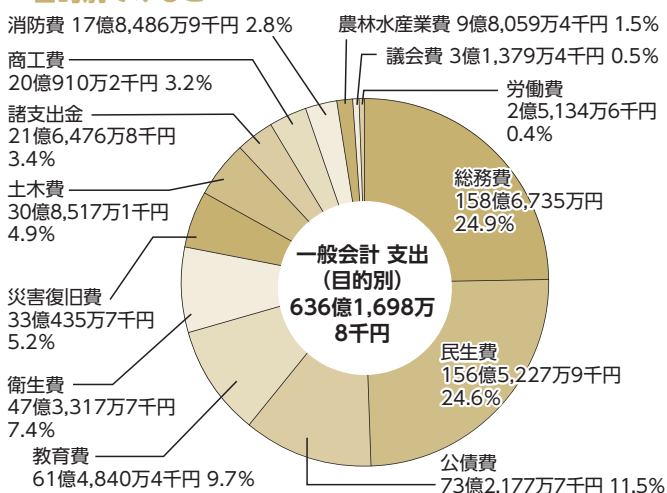
※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含みます。
※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費や保育料	44,069円
人件費	食費	37,403円
建設費	家の増改築・車購入の経費	35,510円
災害復旧費	災害からの復旧・修繕費	15,766円
借入返済金	ローン返済金	35,218円
管理費	光熱水費や家の補修費	30,433円
他会計支援金	子どもへの仕送り	19,493円
補助金	町内会費や保険の掛金など	78,581円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	9,527円
合計		306,000円
収支(収入-支出)		13,327円



▼目的別でみると

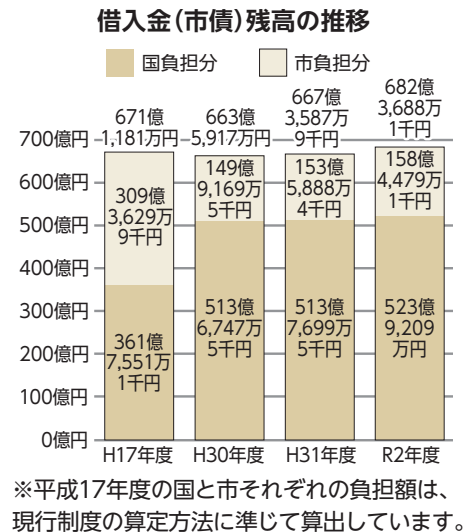
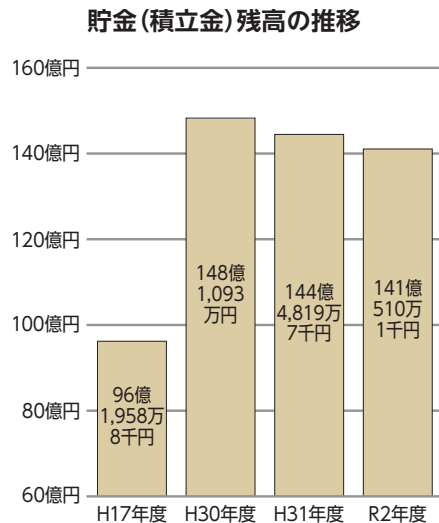


収入に占める給料(市税)の割合は約20%しかなく、約半分は親からの援助(地方交付税など)で賄われている状況です。
支出は、町内会費や保険の掛金など(補助金)、医療費や保育料(福祉医療費)、食費(人件費)が約半分を占めています。
収支は13,327円となっていますが、そのほとんどは使い道が決まっているので、家計は厳しい状況です。

●貯金(積立金)と借入金(市債)の残高(普通会計)

財政調整基金や大規模事業基金を取り崩したことなどにより、貯金の残高は平成31年度に比べて3億4,309万6千円減少しています。

不燃物処理工場更新事業などのために借入れをしたことにより、借入金残高は平成31年度に比べて15億100万2千円増加しています。



●健全化判断比率と資金不足比率でみる市の財政状況

健全化判断比率・資金不足比率とは、自治体の財政破綻を未然に防ぐために国が定めた基準で、この比率でその自治体の財政の健全性を判断することができます。

市の令和2年度決算では、全ての項目で基準をクリアしており、財政は健全な状態にあるといえます。

健全化判断比率	令和2年度決算数値	早期健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)	財政再生基準 (財政が破綻していることを示す国の基準値)
実質赤字比率 (一般会計などの赤字比率)	— (赤字なし)	11.93%	20.00%
連結実質赤字比率 (上下水道などを含む全会計の赤字比率)	— (赤字なし)	16.93%	30.00%
実質公債費比率 (収入に対する借金返済額の比率)	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率 (収入に対する借金残高などの比率)	40.6%	350.0%	—

	令和2年度決算数値	経営健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)
資金不足比率 (上下水道など公営企業の赤字比率)	— (赤字なし)	20.0%

令和3年度上半期の市の財政状況をお知らせします(令和3年9月30日現在)

●予算の執行状況

区分	予算額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	566億4,132万4千円	243億1,806万6千円	42.9%	207億1,194万1千円	36.6%
特別会計	233億2,651万9千円	91億1,750万2千円	39.1%	88億4,685万5千円	37.9%
合計	799億6,784万3千円	334億3,556万8千円	41.8%	295億5,879万6千円	37.0%

●市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財産	現在高	
土地(地積)	8,355,886.70㎡	
建物(延床面積)	485,002.63㎡	
基金	一般会計	140億9,576万円
	特別会計	18億2,259万9千円

●水道事業の経営状況

上半期は、収益14億9,966万3千円、費用11億5,838万1千円で差し引き3億4,128万2千円の利益が出ました。

●下水道事業の経営状況

上半期は、収益22億9,561万6千円、費用14億6,704万1千円で差し引き8億2,857万5千円の利益が出ました。

市職員の給与などをお知らせします

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例、規則で定められています。給与などについて、その主な内容をお知らせします。

☎ 職員課(TEL 0848-67-6024
FAX 0848-64-7101)

1 特別職の給料など(令和3年4月1日現在)

区分	給料・報酬(月)	期末手当(年)	
特別職	市長	94万3千円	4.45月
	副市長	74万4千円	
議員	議長	53万円	
	副議長	47万5千円	
	議員	42万8千円	

2 職員の給与(一般会計決算)

区分	令和2年度	
職員数(A)	843人	
給与費	給料	30億2,732万円
	職員手当	7億1,322万5千円
	期末・勤勉手当	12億4,238万6千円
	計(B)	49億8,293万1千円
1人当たり給与費(B/A)	591万1千円	

3 一般行政職の平均給料月額および平均年齢(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	319,300円	42.6歳

4 一般行政職の初任給(令和3年4月1日現在)

区分	令和3年度	
一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	154,900円

5 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主任主事 主任技師	主査 専門員	課長補佐 係長	次長 課長	部長 参事	
職員数	55人	47人	183人	48人	103人	49人	11人	496人
構成比	11.1%	9.4%	36.9%	9.7%	20.8%	9.9%	2.2%	100%

※職員数は、職務区分による一般行政職の人数。(税務職45人、看護・保健職30人、福祉職97人、消防職167人、企業職38人、技能労務職23人、幼稚園教諭25人、指導主事10人、特定任期付職員1人を除く)。

6 職員手当の状況 ※水道・下水道事業会計除く。

区分	令和2年度	
扶養手当	支給総額	1億476万1千円
	対象者1人当たり 支給年額	26万5千円
住居手当	支給総額	5,589万2千円
	対象者1人当たり 支給年額	30万4千円
通勤手当	支給総額	8,761万2千円
	対象者1人当たり 支給年額	13万6千円
期末勤勉手当	支給総額	12億9,280万5千円
	職員1人当たり 支給年額	147万6千円
時間外 勤務手当	支給総額	2億9,361万9千円
	職員1人当たり 支給年額	38万円
退職手当	定年職員 平均支給額	1,984万5千円

7 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数(人)		対前年 増減数(人)	
	令和3年	令和2年		
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	167	163	+4
	税務	45	45	0
	民生	185	177	+8
	衛生	62	62	0
	労働	0	0	0
	農水	30	30	0
	商工	19	20	-1
	土木	77	75	+2
	小計	592	579	+13
特別行政部門	教育	90	98	-8
	消防	168	169	-1
	小計	258	267	-9
普通会計 計	850	846	+4	
公営企業部門など	水道	38	39	-1
	下水道	14	15	-1
	その他	30	30	0
	小計	82	84	-2
合計	932	930	+2	

※職員数は市の全職員数であり、臨時または非常勤職員は除きます。

くらしの無料相談窓口

相談の種類	とき	ところ	申し込み・問い合わせ先
弁護士法律相談 ※要予約。	17日(金) ※受け付けは6日(月)8時30分から。	13時～16時	中央公民館 生活環境課 TEL 0848-67-6179
消費生活相談	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	9時～12時、 13時～16時	市役所本庁3階 ※電話相談も可。 消費生活センター TEL 0848-67-6410
消費生活巡回相談 ※要予約。	10日(金)・17日(金)・24日(金)	14時～16時	本郷・久井・大和支所 消費生活センター TEL 0848-67-6410
障害者なんでも相談 ※要予約。	15日(水)	14時～16時	本郷福祉センター 障害者生活支援センター TEL 0848-63-3319
	22日(水)	10時～12時	久井保健福祉センター FAX 0848-63-3359
自立サポート相談	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階 自立相談支援センターみはら TEL 0848-67-4568
心配ごと相談	31日を除く毎週金曜日	13時～16時	サン・シープラザ4階 社会福祉協議会・ 各地域センター TEL 0848-63-0570
	8日(水)・22日(水)		本郷福祉センター TEL 0848-86-3607
	15日(水)	9時～12時	久井保健福祉センター TEL 0847-32-7101
	17日(金)		大和人権文化センター TEL 0847-33-1308
児童虐待通告窓口	毎日	24時間	【電話相談】保健福祉課 TEL 0848-67-6088
家庭児童相談	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	9時～17時	市役所本庁2階 家庭児童相談 TEL 0848-61-0121
不登校等に関する悩み 相談	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	9時～16時30分	リージョンプラザ2階 ※電話相談も可。 三原ふれあい相談室 TEL 0848-64-7201
学校生活の悩み・体罰など の相談	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	【電話相談】三原子子どもサポートダイヤル TEL 0848-67-6173 ※時間外は留守番電話で対応。
人権相談	9日(木)	13時～16時	サン・シープラザ4階 人権推進課 TEL 0848-67-6044
	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	10時～16時	市役所本庁3階
			人権文化センター TEL 0848-66-1111
			本郷人権文化センター TEL 0848-86-3333
	8時30分～17時15分	【電話相談】法務局常設電話相談所 TEL 0570-003-110	
女性相談 (DVや家庭不和など)	12月29日～令和4年1月3日を 除く毎週月～金曜日	9時30分～16時	市役所本庁2階 ※電話相談も可。 女性相談室 TEL 0848-61-0122

詐欺被害に遭わないよう一人ひとりが注意しましょう

オレオレ詐欺や市役所職員をかたる還付金詐欺を中心に、特殊詐欺の被害が市内で大幅に増加しています。10月には約200万円をだまし取られる還付金詐欺が発生しました。これらの詐欺の特徴は、全て自宅の固定電話に電話が掛かってくることです。そのため、特殊詐欺被害の防止に高い効果のある**防犯機能付き電話**の活用を勧めています。

※防犯機能付き電話の機能は「着信音が鳴る前に自動メッセージで警告」「自動で通話を録音」「非通知着信拒否」「未登録番号への注意喚起」などです。家電量販店などで購入できます。

詐欺に遭わないためのポイント

- ① 「還付金・払戻金があるのでATMへ行け」にだまされない
- ② 電話でお金を要求されても簡単に振り込まない、渡さない
- ③ 1人で判断することなく、誰かに相談する
- ④ 留守番電話の設定をして、知らない番号からの電話には出ない

☎ 生活環境課 TEL 0848-67-6179 FAX 0848-64-4103